

低入札価格調査制度について

1 調査基準価格の算出方法

(1) 建設工事

深谷市建設工事低入札価格取扱運用基準第2条第1項

ア 直接工事費×97%

イ 共通仮設費×90%

ウ 現場管理費×90%

エ 一般管理費×68%

アからエの合計額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。

ただし、算出した額が設計金額の92%を上回る場合は92%の額とし、75%を下回る場合は75%の額とする。

(2) 有価物売却費がある建設工事

深谷市建設工事低入札価格取扱運用基準第2条第2項

ア 直接工事費×97%

イ 共通仮設費×90%

ウ 現場管理費×90%

エ 一般管理費×68%

アからエの合計額から有価物売却費を控除した額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。

ただし、算出した額が設計金額の92%を上回る場合は92%の額とし、75%を下回る場合は75%の額とする。

2 調査限界価格の算出方法

(1) 建設工事

深谷市建設工事低入札価格取扱運用基準第3条第1項

ア 直接工事費×90%

イ 共通仮設費×90%

ウ 現場管理費×80%

エ 一般管理費×30%

※令和5年度改正箇所

アからエの合計額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。

(2) 有価物売却費がある建設工事

深谷市建設工事低入札価格取扱運用基準第3条第2項

ア 直接工事費×90%

イ 共通仮設費×90%

ウ 現場管理費×80%

エ 一般管理費×30%

※令和5年度改正箇所

アからエの合計額から有価物売却費を控除した額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。